

IV 基本目標と施策の展開

基本目標 1 ジェンダー*平等と多様性の尊重



施策の方向 1 人権意識の醸成と学習機会の充実

現状と課題

男女平等の実現や性の多様性の尊重は、国際的にも重要な課題とされており、国内においても法整備や制度改革が進められています。また、個人の生き方や価値観の多様化が進む中で、多様性を受け入れる社会への転換が求められています。

本町の住民意識調査からは、日常生活や社会の様々な場面において、男女平等や性の多様性の尊重といった観点について依然として課題が残っている様子がうかがえ、個人の意識や理解の深まりは十分とはいえない状況にありました。

このような状況を踏まえ、誰もが尊重され、安心して自分らしく生きられる地域社会を実現していくためには、住民、事業者、学校関係者など多様な主体が連携し、多角的な人権意識の醸成とともに、性の多様性やジェンダー課題に関する理解を深める学習の機会を充実させていく必要があります。

施策の方向

ジェンダーや性的指向・性自認、年齢、国籍、障害など、多様な背景を持つ人への理解を深めるために、広報紙や町ホームページ、SNS*などを活用した啓発を行うとともに、家庭や地域での学びや情報提供の機会を充実させます。

また、人権意識を育むため、幼少期から始まる教育の場において、互いの違いを尊重し合う心を育てる取組を推進します。



施策

- 施策1：広報・啓発活動の推進
- 施策2：家庭や地域における学習機会や情報の提供
- 施策3：学校などにおける教育の推進
- 施策4：性の多様性についての理解促進
- 施策5：多様な背景を持つ人への理解促進

施策1 広報・啓発活動の推進

No	具体的施策	施策内容	担当課
1	発行物を活用したジェンダー*平等・男女共同参画に関する情報の発信	広報紙やホームページ、SNS*等を活用し、ジェンダー平等・男女共同参画に関する事業や情報を発信します。	多文化協働課 生涯学習課
2	男女共同参画週間に合わせた啓発活動	男女共同参画週間の周知や、週間に合わせた啓発事業を実施します。	多文化協働課
3	人権意識醸成のための情報の発信	広報紙やホームページ、SNS等を活用し、人権に関する事業や情報を発信します。	多文化協働課 生涯学習課
4	外国籍住民向け広報紙「ガラッパ」の発行	町の情報などをポルトガル語・英語で紹介した「ガラッパ」を通して、ジェンダー平等・男女共同参画に関する情報を発信します。	多文化協働課
5	「広報物表現ガイドライン」の活用	職員に対し、「広報物表現ガイドライン」を活用して、ジェンダー平等・男女共同参画に配慮した広報物作成を徹底します。	秘書室 多文化協働課

施策2 家庭や地域における学習機会や情報の提供

No	具体的施策	施策内容	担当課
1	ジェンダー*平等・男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画講演会など各種講座を開催します。	多文化協働課 生涯学習課
2	ジェンダー平等・男女共同参画に関する情報・資料の収集と提供	ジェンダー平等・男女共同参画に関する情報や資料を収集し、提供を行います。	多文化協働課 生涯学習課
3	家庭におけるジェンダー平等・男女共同参画に関する学習機会や情報の提供	家事シェアや育児・介護などに関する学習機会や情報の提供を行います。	多文化協働課 生涯学習課
4	地域における人権に関する学習機会や情報の提供	各地域公民館にて実施する人権啓発学習会やふれあい人権教育啓発活動の支援及びジェンダー平等を含めた人権に関する情報提供を行います。	生涯学習課

施策3 学校などにおける教育の推進

No	具体的施策	施策内容	担当課
1	保育園における子育てに関する学習機会の提供	保護者を対象にした育児に関する講座やワークショップを開催し、家庭におけるジェンダー平等・男女共同参画を推進します。	教育保育課
2	小・中学校におけるジェンダー平等・男女共同参画の視点での教育の推進	各教科等全ての教育活動を通してジェンダー平等・男女共同参画の視点での教育を推進します。	教育指導課
3	教職員研修	教職員対象の全体研修会や学校内における研修会に、ジェンダー平等・男女共同参画の内容を取り入れます。	教育指導課

施策4 性の多様性についての理解促進

No	具体的施策	施策内容	担当課
1	小・中学校における性の多様性についての教育の推進	児童・生徒の発達段階に合わせ、多様な性のあり方について理解を深める教育を推進します。	教育指導課
2	性の多様性についての意識啓発	性の多様性について、リーフレットなどを活用し、意識啓発を行います。	多文化協働課
3	職員への性の多様性についての意識啓発	「性の多様性に関する職員ガイドライン」を活用し、適切な窓口対応などを徹底します。	多文化協働課

施策5 多様な背景を持つ人への理解促進

No	具体的施策	施策内容	担当課
1	あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例の周知	様々な機会を通じて条例の周知を行います。	多文化協働課
2	多様な背景を持つ人への理解促進に向けた啓発活動	イベント等を通して、多様な背景を持つ人が生きやすい社会づくりのための啓発活動を行います。	多文化協働課 福祉課
3	多様な背景を持つ人への理解促進に向けた学習機会の提供	町ぐるみ人権教育推進大会及び人権教育指導者養成講座を開催します。	生涯学習課

基本目標 2 誰もがともに活躍できる環境づくり



施策の方向 2

ワーク・ライフ・バランス*と働き方改革の推進

現状と課題

働き方や家族の在り方が多様化する中で、仕事と生活の調和を図り、安心して働ける環境づくりが重要となっています。このため、国においても働き方改革や育児・介護との両立支援が積極的に進められており、ワーク・ライフ・バランスの実現は、個人の幸福の向上にとどまらず、地域社会や経済の活性化にも寄与する重要な要素となっています。

本町の住民意識調査では、仕事中心の生活を現実として受け入れている人が多い一方で、調和の取れた生活を望む声が高くなっています。また、家庭内においては意思決定の対等化が進むものの、家事分担に関する男女間の認識差や負担の偏りが依然として見受けられます。

こうした課題を踏まえ、家庭内における役割分担の理解促進と協力意識を育むとともに、働き方の見直しや、仕事と家庭・地域活動との両立を支援する取組を進めていく必要があります。

施策の方向

事業者等に対して情報提供や周知を行い、多様で柔軟な働き方ができる職場環境の整備を促します。

また、ハラスメントなどの防止に向けて、相談や支援窓口に関する情報を住民や事業者等に発信し、誰もが安心して働ける環境づくりを進めます。

さらに、家庭内の役割分担についての理解を深め、実質的な協力や共有が進むよう見直しを働きかけるとともに、仕事と家庭生活（育児・介護を含む）や地域・個人の生活（地域活動・学習・趣味など）との両立を支援する制度や取組を充実させ、働き方の見直しや各種制度の積極的な活用を後押ししていきます。

施 策

施策1：多様で柔軟な働き方ができる職場環境の整備

施策2：仕事と仕事以外の生活の両立支援

施策1 多様で柔軟な働き方ができる職場環境の整備

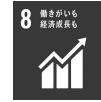
No	具体的施策	施策内容	担当課
1	事業者等への関係法令・制度等の情報提供と周知	事業者等に対し、パンフレット・ポスター等を利用し、情報提供・周知を行います。	経済振興課
2	多様で柔軟な働き方に関する各種制度の周知	育児や介護に関する休暇制度や、多様で柔軟な働き方に関する各種制度等を周知します。	多文化協働課 こども未来課 教育保育課
3	介護保険制度等の周知	高齢者の介護について、介護者の生活や仕事に大きな支障が出ないように、介護保険制度等の周知を行います。	高齢介護課
4	職場における各種ハラスメントについての学習機会・情報の提供	職場におけるセクシュアルハラスメント*等各種ハラスメント防止のための学習機会や情報の提供・相談窓口の周知を行います。	経済振興課
5	母性保護の普及	母子健康手帳とともに啓発資料を配付し、働く女性の心と体の健康と母性の保護を図ります。	こども未来課
6	行政組織内における男女共同参画の推進	特定事業主行動計画*に基づき、計画的に推進します。	総務課

施策2 仕事と仕事以外の生活の両立支援

No	具体的施策	施策内容	担当課
1	保育園行事への父親の積極的参加の促進	保育参観など保護者参加型の行事等に、父親の積極的な参加を促します。	教育保育課
2	学童保育保護者会等への父親の積極的参加の促進	学童保護者が関わる児童館行事等に、父親の積極的な参加を促します。	教育保育課
3	ワーク・ライフ・バランス*を意識した事業の実施	生活の充実や地域参加、家庭内の男女共同参画につながる事業を実施します。	生涯学習課

No	具体的施策	施策内容	担当課
4	家庭におけるジェンダー*平等・男女共同参画に関する学習機会や情報の提供 【再掲（1-1-2-3）】	家事シェアや育児・介護などに関する学習機会や情報の提供を行います。	多文化協働課 生涯学習課
5	保育園における子育てに関する学習機会の提供 【再掲（1-1-3-1）】	保護者を対象にした育児に関する講座やワークショップを開催し、家庭におけるジェンダー平等・男女共同参画を推進します。	教育保育課
6	余暇充実事業への支援	各種団体が実施する余暇を充実させるための事業を支援します。	経済振興課

※具体的施策を再掲する際には、初出の位置付けが分かるよう、
 【再掲（（基本目標）－（施策の方向）－（施策）－（No））】と記載しています。
 （例）【再掲（1-1-1-1）】の記載のある施策の場合では、
 初出は、基本目標1－施策の方向1－施策1－No1です。



施策の方向 3

就労・キャリア支援、女性のエンパワーメントの推進

現状と課題

近年、男女の経済活動への参加は進んでいるものの、依然として女性の就労環境やキャリア形成には課題が残されています。特に、育児を理由に一時離職し、再就労を希望する女性が多く、離職を防ぐ環境整備や再チャレンジを支援する施策が求められています。

本町の住民意識調査では、結婚・出産・育児にかかわらず職業を持ち続けたいと考える女性が多い一方、育児などを理由に離職する人も見られました。また、「育児は母親が担うべきである」といった価値観が、女性の就労継続に影響している可能性もあります。

こうした課題を踏まえ、個人の価値観を尊重しながら、女性が安心して働き続けられるよう、多様な働き方の提供と女性のエンパワーメント（自己決定権・意思決定権限の強化）を推進していく必要があります。

施策の方向

女性の職業生活における活躍を推進するため、女性が働きやすい職場環境の整備を支援するとともに、主体的なキャリア形成を可能とするための情報提供を促進します。

施 策

施策1：就労支援体制の充実

施策2：女性のチャレンジ支援の推進

施策1 就労支援体制の充実

No	具体的施策	施策内容	担当課
1	雇用相談	男女雇用機会均等法*及び育児や介護に関する休暇制度等、雇用における男女平等に関することについて、関係機関と連携して相談を受け付けます。	経済振興課
2	女性の再就職等の情報提供	子育て等で離職した人の再就職について、就労支援窓口の情報提供を行います。	こども未来課 経済振興課 教育保育課
3	職場におけるセクシュアルハラスメント*、パワーハラスメント*等に対する相談	職場におけるセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等に関することについて、関係機関と連携して相談を受け付けます。	こども未来課 経済振興課 教育保育課
4	労働相談	性別による差別的取扱いなどについての労働相談を、関係機関と連携して受け付けます。	経済振興課
5	関係機関（労働基準監督署、ハローワーク）との連携	関係機関（労働基準監督署、ハローワーク）と連携し、男女共同参画に関する法令・制度等の情報収集・提供を行います。	経済振興課
6	障害者の自立支援に関する制度の周知	障害者も介護者も個性と能力を発揮できる環境づくりのために、障害者の自立支援に関する制度を周知します。	福祉課

施策2 女性のチャレンジ支援の推進

No	具体的施策	施策内容	担当課
1	女性の働きやすい職場環境整備の支援	女性のチャレンジにつながる職場環境の整備を支援します。	経済振興課
2	国・県等関係機関との連携	国・県等関係機関との連携を深め、女性のチャレンジ支援についての情報収集・提供や共同の取組を行います。	経済振興課

施策の方向 4 地域活動での男女共同参画の推進

現状と課題

少子高齢化や核家族化、共働き家庭の増加など、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況のもと、活気あるまちづくりを推進するためには、男女共同参画を軸とした多様な主体の協働が不可欠となっています。

本町の住民意識調査によると、女性が地域活動のリーダーになるためには、女性自身のリーダーに対する抵抗感をなくすことが重要であるとの意見が多くありました。これは、経験不足や従来への慣習、性別役割の固定観念が参画の障壁となっていることが一因として考えられます。

これらの課題を踏まえ、男女が対等に地域づくりに参画できる環境を整え、多様な力を生かして誰もが参加しやすい地域社会の実現を目指すことが必要です。

施策の方向

地域団体や行政の会議、イベントにおける女性の積極的な参画に対する理解促進を図り、多様な意見や視点が反映された地域づくりを推進します。

また、性別にかかわらず地域課題の解決に取り組む団体を支援する補助制度を通して、協働によるまちづくりを推進するとともに、女性の活躍やリーダーシップを発揮する機会を広げていきます。



施 策

施策1：地域組織等の男女共同参画への理解促進

施策2：地域の人材育成支援

施策1 地域組織等の男女共同参画への理解促進

No	具体的施策	施策内容	担当課
1	団体、地域組織等の活動における男女共同参画への働きかけ	各種団体、地域組織等において、男女共同参画が促進されるよう働きかけます。	総務課 安全安心課 多文化協働課 福祉課 高齢介護課 健康づくり課 住民課 経済振興課 生涯学習課

施策2 地域の人材育成支援

No	具体的施策	施策内容	担当課
1	協働のまちづくり補助事業の活用促進	協働のまちづくり補助事業を活用し、地域活動に関わる人材の育成につなげます。	多文化協働課
2	地域活動に関わる人材の育成	社会教育講座等の開催により、地域活動に関わる人材の育成を行います。	生涯学習課
3	国・県等関係機関との連携	国・県等関係機関との連携を深め、地域で活動する人材の育成につながる情報提供を行います。	多文化協働課

施策の方向
 5
 町政における男女共同参画の推進

現状と課題

現代社会では、多様な価値観やライフスタイルの広がりに伴い、住民一人一人の意見やニーズに応える政策形成が求められています。多様な意見を積極的に取り入れることは、地域課題の解決や社会の活性化を促進する上で重要であり、行政における男女共同参画の推進は、公平かつ効果的な政策決定に欠かせない要素となっています。

本町の住民意識調査では、男女共同参画を推進する上で「意思決定の場への女性の登用が必要」との意見が一定数示されており、住民の間でも参画の重要性が認識されていることがうかがえます。一方で、実際の政策形成の場における女性の参画は十分とは言えず、依然として解決すべき課題となっています。

こうした状況を踏まえ、多様な視点を持つ人が公平に参画できる環境を整備し、町政のあらゆる分野で男女共同参画の推進を図っていく必要があります。

施策の方向

行政委員や審議会などの各種委員会における委員の選任にあたっては、女性の積極的な登用を推進し、幅広い人材が参画できるように取り組みます。

また、女性の意見や意識が会議の中で適切に反映できる環境整備に努め、意思決定の場における多様な視点の反映を図ります。



施 策

施策 1：行政委員、審議会等各種委員会への女性の参画推進

施策 1
 行政委員、審議会等各種委員会への女性の参画推進

No	具体的施策	施策内容	担当課
1	審議会等委員への女性の参画推進	審議会等委員への女性委員登用率調査を実施するとともに、関係部署と連携し、女性の参画を推進します。	多文化協働課

基本目標 3 誰もが安全・安心に暮らせる支援体制の整備



施策の方向 6 暴力・困難事例への包括的支援の推進

現状と課題

近年、配偶者等からの暴力（DV*）や親子・きょうだいなどからの暴力（家庭内暴力）、経済的困窮、社会的孤立など、複合的な困難を抱える人が増加しています。こうした状況を受け、国では「DV防止法*」や「困難女性支援法*」を制定し、自治体には相談体制の整備や関係機関との連携による包括的支援の推進が求められています。一方で、DVや困難な問題は性別を問わず発生しており、誰もが支援にアクセスできる体制づくりも重要です。

本町の住民意識調査からも、DVを経験した人が性別を問わず見られ、相談窓口の認知度の低さも課題として明らかになりました。

こうした状況を踏まえ、誰もが安心して相談できる体制の強化、DVへの理解促進、相談窓口の周知、早期発見につなげる啓発・教育、そして関係機関との連携強化が必要です。

施策の方向

配偶者等からの暴力（DV）や家庭内における暴力の予防を図るとともに、これらに関する正しい認識と理解の促進に向けた啓発活動を推進します。

また、暴力や様々な困難な状況に直面した人への相談窓口の周知を図るとともに、社会的に孤立せずに安心して支援を受けられるよう、関係機関と連携し、本人の意思を尊重しながら、迅速かつ多様な支援を包括的に行います。

施 策

施策1：あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進

施策2：相談・支援体制の充実

施策1 あらゆる暴力を許さない社会づくりの推進

No	具体的施策	施策内容	担当課
1	各種ハラスメントやDV*等あらゆる暴力の防止に関する周知啓発	各種ハラスメントやDV等あらゆる暴力の防止に関し、広報紙等を用いて周知啓発を行います。	多文化協働課
2	女性に対する暴力をなくす運動についての周知啓発	女性に対する暴力をなくす運動期間の周知を行うとともに、運動期間に合わせた啓発事業を実施します。	多文化協働課

施策2 相談・支援体制の充実

No	具体的施策	施策内容	担当課
1	相談窓口の周知	相談窓口や各種制度の活用ができるよう、周知を行います。	福祉課 こども未来課 健康づくり課 住民課 教育保育課
2	配偶者暴力相談支援センター*の周知と関係機関との連携	DV被害者の相談を受け、対処法や専門の相談・救済機関の紹介等を行うとともに、相談員の資質向上を図るための積極的な研修参加と庁内における連携体制を強化します。	住民課
3	女性のための法律相談	様々な問題を抱える女性が、法律相談しやすい環境を整えます。	住民課
4	セクシュアルハラスメント*などの各種ハラスメントに対する相談	セクシュアルハラスメントなどの各種ハラスメント被害者の相談を受け、対処法や専門の相談・救済機関の紹介等を行います。	住民課
5	困難な問題を抱える人に対する相談	困難を抱える人に対する相談窓口として、支援に関する情報の提供や相談内容に応じた適切な相談機関への紹介等を行います。	住民課
6	こども家庭センター	全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもに対し、母子保健及び児童福祉の一体的な支援を行います。	こども未来課

No	具体的施策	施策内容	担当課
7	小・中学校における虐待の相談体制の周知と関係機関との連携	児童・生徒への虐待の相談体制を教職員や保護者、地域に周知するとともに、こども未来課や児童相談所、警察、医療機関、保健福祉事務所等関係機関との連携体制を強化します。	教育指導課
8	小・中学校におけるハラスメント等の相談体制の周知	セクシュアルハラスメント*などの各種ハラスメント等に対する相談体制を児童・生徒、保護者、教職員等に周知します。	教育指導課
9	D V*対策連絡会議	配偶者暴力相談支援センター*の被害者支援の重要性や被害者支援の情報共有を行い、各課と連携して必要な支援を行います。	住民課
10	困難な問題を抱える人への支援	特に困難な問題を抱える女性に対しての相談に応じ、適切な対応ができるよう関係各所・団体等と連携し、支援を行います。	福祉課 住民課
11	地域ケア会議	地域包括支援センター・保健・介護保険・医療関係の職員が処遇困難な事例を解決するために定期的に会議を開催し、事例を検討します。	高齢介護課
12	関係機関や団体との連携	相談者又は事例に対し、適切な対応ができるよう医療機関、警察、女性相談支援センター、児童相談所、保健福祉事務所、社会福祉協議会等の関係機関や民生委員児童委員協議会等の関係団体と連携を図ります。	福祉課 こども未来課 高齢介護課 住民課 教育指導課

施策の方向 7 ライフステージに応じた支援の推進

現状と課題

少子高齢化の進行や多様なライフスタイルの広がりにより、人生の各段階で直面する課題やニーズが複雑化・多様化しています。妊娠・出産、育児、介護といったライフイベントの節目においては、適切な支援や正確な情報提供を受けられる体制が重要です。また、働き方の変化に伴い、仕事と家庭の両立に関する支援や、性差・ライフステージに応じた健康づくり、母性保護や母子保健への理解と支援も求められています。

本町の住民意識調査では、家事・育児・介護などに対する負担感や、支援の充実を求める意見も多く見られ、ライフステージに応じた支援の必要性がうかがえます。

こうした状況を踏まえ、誰もが安心して健康的に暮らせる地域社会の実現に向けて、支援体制を充実させるとともに、当事者だけでなく地域全体で理解を深め、互いの立場や状況を尊重し合える環境を整備することが必要です。

施策の方向

子育て支援や介護支援を強化し、誰もが安心して仕事と家庭を両立できるよう、制度の充実と利用しやすい環境の整備を推進します。あわせて、母性保護の観点から踏まえ、妊娠・出産期の母子保健に関する情報提供の充実や、助成制度の活用促進に取り組みます。

また、妊娠・出産、育児、介護といったライフイベントの節目において、切れ目のない支援を提供するため、関係団体や民間事業者などとの連携を強化し、地域全体で支え合える仕組みづくりを進めます。

さらに、性差を考慮し、あらゆる世代が健康に暮らせるよう、心身の健康支援や相談体制の一層の充実を図ります。



施 策

施策 1：子育て・介護支援の充実

施策 2：健康支援の充実

施策1 子育て・介護支援の充実

No	具体的施策	施策内容	担当課
1	母性保護の普及 【再掲（2-2-1-5）】	母子健康手帳とともに啓発資料を配付し、女性の心と体の健康と母性の保護を図ります。	こども未来課
2	母子保健の充実	不妊症・不育症に関する情報提供及び助成事業を行うとともに、妊婦健康診査、産婦健康診査を実施し、母性の健康保持・増進を図ります。	こども未来課
3	こども家庭センター 【再掲（3-6-2-6）】	全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもに対し、母子保健及び児童福祉の一体的な支援を行います。	こども未来課
4	両親学級	妊娠・出産・育児に関する保健指導を行い、母性の健康保持・増進を図ります。	こども未来課
5	育児相談	来所、電話による育児等に関する相談を行い、育児不安の解消や適切な情報を提供します。	こども未来課
6	保育の充実	保育を充実させることにより、子育てと仕事の両立を支援します。	教育保育課
7	一時保育	保育園入所対象にならない就学前の児童を、保護者が仕事の都合や通院等のため、急に保育ができなくなったときに一時預かります。	こども未来課 教育保育課
8	病児保育事業	保育中に体調不良となった園児に対し、保護者の迎えまでの一時的な保育を行います。	こども未来課 教育保育課
9	学童保育	児童館にて、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の健全な育成のために、適切な遊び及び生活の場を提供します。	教育保育課
10	地域子育て支援センター事業	ふれあい遊びや児童との交流、育児相談などを通じて、保護者の育児不安の解消や育児負担の軽減を図ります。	こども未来課

No	具体的施策	施策内容	担当課
11	ファミリー・サポート・センター*事業	子育て中の保護者の日常生活を支援するため、子育ての援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、センターを通じて育児の助け合いを有料で行います。	こども未来課
12	介護予防サポーターの養成	地域の高齢者の健康づくりや介護予防の取組をするボランティアを養成し、男女の区別なく、家族全員で介護予防の取組や実際の介護にあたるよう、地域での介護支援活動を促進します。	高齢介護課

施策2 健康支援の充実

No	具体的施策	施策内容	担当課
1	健やか広場	乳幼児とその保護者に対して育児相談等を行います。	こども未来課
2	健康相談	性差に考慮し、あらゆる世代が健康に過ごすための相談を受け付けます。	健康づくり課

施策の方向 8 防災分野における男女共同参画の推進

現状と課題

近年の大規模災害を通じて、防災対策にも多様な立場やニーズを反映することが一層重要視されています。特に、女性の視点や経験を生かし、多様な属性を持つ人々が平等に参画できる体制を整えることは、危機対応の強化や地域の防災・減災力の向上につながります。

国の「防災基本計画」においても、女性や高齢者、障害者などの参画を推進し、男女共同参画や多様な視点を取り入れる防災体制の必要性が示されています。

本町の住民意識調査では、性別を問わず多くの人が「女性がリーダーとして参画することへの抵抗感をなくすこと」が課題と考えており、防災組織への参画機会や環境整備の必要性がうかがえます。

こうした状況を踏まえ、災害時に誰もが安心して行動できるよう、日頃から多様な立場を尊重し、全ての住民が対等に関われる防災体制の構築が必要です。

施策の方向

災害時の安全・安心の確保に向けて、防災意識の普及や物資の準備、避難所の運営など、各段階で、性別や年齢、障害の有無などを配慮し、男女共同参画の視点を取り入れます。

また、防災訓練や啓発活動では、女性や子ども、高齢者など、多様な主体の参画を促進し、それぞれの立場に応じた対応を進めます。

さらに、災害に関する情報に関しては、多様性に配慮した分かりやすい発信に取り組みます。



施 策

施策1：防災対策における多様性を包括した男女共同参画の推進

施策1 防災対策における多様性を包括した男女共同参画の推進

No	具体的施策	施策内容	担当課
1	自主防災組織への男女共同参画の啓発	自主防災組織の活動における男女共同参画を啓発します。	安全安心課
2	避難所における男女共同参画の推進	居住スペース等のレイアウトや災害備蓄品といった避難所の設営・運営に係る事項について、性別など属性の違いによるニーズへ配慮するなど、安全安心な避難所の確保に努めます。	安全安心課
3	多様性に配慮した災害関連情報の発信	災害関連情報が全ての住民に届くよう、様々な発信手法を整備します。	安全安心課 多文化協働課
4	男女共同参画の視点を取り入れた防災に関する周知啓発	男女共同参画の視点を取り入れた防災に関する周知啓発を行い、防災分野における多様な主体の参画を促進します。	多文化協働課

基本目標 4 計画の推進体制の整備・充実



施策の方向 9 推進体制の充実

施策の方向

大泉町男女共同参画推進会議や大泉町男女共同参画推進計画推進委員会を定期的に開催し、多角的な意見交換や取組の進捗管理を行います。また、国や県などの関係機関との連携を深め、情報の共有や、共同の取組を促進します。

施策1 会議体の運営

No	具体的施策	施策内容	担当課
1	大泉町男女共同参画推進計画推進委員会	計画の推進に様々な意見を反映させるため、住民及び学識経験者から構成される推進委員会を開催します。	多文化協働課
2	大泉町男女共同参画推進会議	計画を推進するため、庁内組織である推進会議を開催します。	多文化協働課

施策2 国・県等関係機関との連携

No	具体的施策	施策内容	担当課
1	国・県等関係機関との連携	国・県等関係機関との連携を深め、情報共有や、共同の取組を促進します。	多文化協働課

施策の方向 10 計画の進行管理

施策の方向

定期的に進捗状況調査を実施し、その結果をまとめて公表します。また、調査結果や評価に基づき、必要に応じて計画の見直しや改善を行い、より実効性の高い計画の推進を目指します。

施策1 評価の実施

No	具体的施策	施策内容	担当課
1	男女共同参画推進計画 進捗状況調査の実施	本計画の進捗状況を年度ごとに調査し、進行管理を行うとともに結果を公表します。	多文化協働課

施策2 計画の見直し

No	具体的施策	施策内容	担当課
1	進捗状況結果の評価・検証	本計画の進捗状況の評価・検証を行い、必要に応じて計画の見直しや改善を行います。	多文化協働課